

第4回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会 議事録

日 時：平成24年11月5日（月） 15時00分から16時40分

場 所：砂川市役所 本庁舎3階 中会議室

出席者：

【協議会委員（会長、副会長、その他委員五十音順）】

会長 水島孝嗣、住亮太郎、其田勝則、坪江利香、広瀬美智子、堀江和美、皆上泰信、
吉田和枝

欠席者：高村雄渾、澤田幸三

【砂川市関係者】

総務部長 湯浅克己、市民部長 高橋豊、経済部長 栗井久司、建設部長 金田芳一、
消防長 佐々木薫

【事務局】

まちづくり協働課長 近藤恭史、まちづくり協働課まちづくり協働係長 板垣喬博

1. 開会

事務局：皆様、本日は大変ご多忙のところ、ご出席いただき誠にありがとうございます。
ただいまから、第4回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会を始めます。
それでは、はじめに水島会長からご挨拶をお願いいたします。

2. 会長挨拶

会長：皆さん、こんにちは。

委員の皆さんにおかれましては、何かとご多忙のところ、ご出席をいただきまして
ありがとうございました。

少し前まで大変な暑さだと言っておりましたけれども、このところ急に寒くなって
まいりました。初雪も間近だなと思うような天候となっております。

本日は第4回目の協議会となります。指針の策定にあたりまして、当初から、7回
の協議会をもって、進めてまいる予定をしておりましたけれども、今回がちょうど折
り返しということになるかと思えます。

本日の協議会では、これまでの協議会での議論を踏まえて、1. 指針策定の基本的
な考え方、2. 協働とは、3. 市民活動の現状と課題、4. 市民と市の役割までの指
針の素案について、最終的な取りまとめをする重要な段階かと思えます。

また、協働を進めるための施策展開という新たな項目についてのたたき台も提案さ
れる予定であり、これをもって指針に盛り込む予定項目について一通りの協議を行う

こととなりますので、引き続き、皆さんのお知恵をお借りしながら、より良い指針になるよう協議を進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございました。引き続き、議事に移りたいと思います。

本日の会議につきましては、高村委員、澤田委員がご都合により欠席されていますが、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、市側につきまして、本日、森下教育次長、小俣市立病院事務局長が公務出張等により欠席しておりますことをご了承願います。

では、これからの会議の進行につきましては、水島会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 議事

会長：それでは、議事に入ります。

(1)の協議事項ですが、①の「協働のまちづくり指針の素案について」事務局から説明をお願いいたします。

(1) 協議事項

①協働のまちづくり指針の素案について

事務局：それでは、「協働のまちづくり指針の素案について」ご説明させていただきます。

ここでは、前回協議していただきました「これまでのたたき台」のまとめと、今回、新たに提案させていただきます「協働を進めるための施策展開」についての2つの案件を、順に協議をしていただきたいと思います。

はじめに、お手元の資料1の「砂川市協働のまちづくり指針素案（第3回意見による訂正）」をご覧くださいと思います。

この資料につきましては、前回の協議内容を踏まえて訂正を行ったものでありまして、次の資料2の「第3回砂川市協働のまちづくり指針策定協議会 意見の概要」を基に整理したものであります。訂正や文書の追加などを行った箇所につきましては、赤字で表しております。

はじめに、資料1の訂正内容につきまして、訂正を行ったページごとにご説明いたしますので、順にご協議をお願いしたいと思います。

それでは、資料1の訂正した内容につきましてご説明させていただきます。

まず、1ページについてはございません。

次の2ページをご覧いただきたいと思います。

ここでは、最初の「◆住民、民間側から見た協働の要因」のところで、資料2の1ページの2つ目の意見ということで、委員さんから、文章中、市民ではなく住民という表記になっているところがある。「住民自治」はこれでいいが、「住民」のところが「市民」になるのではないか。という意見がございました。

このことにつきまして、事務局より「砂川市に関することは市民とし、ここでは全国的な観点を意味することから住民と表記しています」と回答をさせていただきました。この点について、ご理解をいただいたところでございますが、これは、指針全体の考えに関わることから、後ほど、用語解説において、「本指針における「市民」とは、市内に居住している人をはじめとして、市内で働く人や学んでいる人、事業を営む人、活動をしている人など、砂川市に関わる人々のこと」と表記したいと考えております。

このことから、文章全体について、「市民」と表記することが適切な部分について確認し、必要な箇所については「市民」と訂正をさせていただいたところでございます。

なお、大変申し訳ございませんが、2ページの下から2行目の所で、「まちづくりを進めていくができるように」とありますが、「まちづくりを進めていくことができるように」に訂正していただきたいと思います。

以上、まずは、2ページの修正案について、ご協議をお願いしたいと思います。

会 長 : ただいま、事務局から、2ページの修正について説明がありましたが、この内容についてご意見等ございますか。

委員一同 : ありません。

会 長 : 無いようでございますから、次に移りたいと思います。事務局お願いします。

事務局 : それでは、次の修正箇所について説明させていただきます。資料1の4ページになります。

ここでは、(2)協働の原則(基本理念)についてということで、資料2の意見では、2ページの一番上に委員さんから、各原則の説明文の表記について、全体の文章の表現として、①の自主性・主体性の尊重では語尾が努めます。②の信頼関係を築くでは築き合います。③対等な関係の尊重では心がけます。のように、厳密に言えば全部ニュアンスが違う。同じ原則としての理念の中なので、もう少し統一した方がいいのではないか。という意見がございました。

ここでは「協働のまちづくり」を進めるうえでの前提となる、市民や市のあるべき姿を現す部分でありますことから、文末の表現として「～することが大切です。」として統一をさせていただきました。

なお、ここでは、項目のタイトルを「協働の原則(基本理念)」と併用の表記としておりますけれども、ここでの意味は、「協働のまちづくり」を進めるうえでの前提となることから、「協働の原則」と表すこととし、(基本理念)を削除させていただきたい

と考えております。

また、原則の項目についての意見といたしまして、「③対等な関係の尊重」のところ
で、委員さんから、資料1の3ページ(1)協働の定義の③「協働」のところでは、
「対等な立場でお互いの役割と責任を認め合い」となっており、対等な立場だとはっ
きり言っているが、ここでは、「対等な関係を保つように心がけます」となっている。
「心がける」となると、ニュアンスが違うと感ずるのではないか。という意見がござ
いました。

また、別の委員さんからは、ここの、「対等な関係の尊重」については、前段の部分
は、市民も行政も両方当てはまる対等であり、その次に特に市は対等になりましょ
うと言っているの、ここは一般の市民に対して、対等をお互い心がけましょ
うという
意味で言っていると思うので、このままでいいのではないかと思う。という意見が
ございました。

ここでは、全体的な表記を統一した中で、市民も市もそれぞれのあるべき姿として
「対等な関係を保つことが大切です。」と訂正させていただいたところでございま
す。

また、最後のまとめの文章につきましては、当初、「まちを支えていくことができる
ように向かっています。」としておりましたけれども、抽象的な表現でありましたの
で、「向かって」の意味を具体的に表すため、「協働のまちづくりを進めて行きます」
と訂正させていただいたところでございます。

4ページにつきましては、以上のことについて、ご協議をお願いしたいと思います。

会 長 : ただいま、事務局から、4ページの修正について説明がありました。この内容につ
いてご意見等ございますか。

委員一同 : ありません。

会 長 : 無いようでございますから、次に移りたいと思います。事務局お願いします。

事 務 局 : それでは、次の修正箇所について説明させていただきます。資料1の7ページと8
ページになります。

7ページにつきましては、前回の協議会で報告いたしました、協働の現状把握調査
から明らかとなった事例等を表す項目といたしまして、「(5)市民と市の協働の事例」
を新たな項目として追加させていただきました。

ここでは、協働の主な事例を紹介するとともに、7ページ最後のまとめの所では、
協働の事例からいえることといたしまして、「協働」の取り組みは、日常的に私たち
の生活に関係していることが多く、意外と身近なものであるといえます。協働の事例
から、自分たちが行っている活動が協働事業の一つと気づいたり、協働の事業のあり
方や新しい活動などを考たりすることで、協働に対する取り組みをより充実させてい
くことが大切です。」と表したところでございます。

なお、協働の現状把握調査結果から示した「協働事業」についての意見として、資料2の意見の1ページの上にありますとおり、委員さんから、ここでは、法律で決まっている協議会などは除いているが、それらも協働の一部だと思う。法に基づいているものと分ける必要はなく、それも立派な協働だと思うが。という意見をいただきました。

このことから、「協働の主な事例」のところで、一覧表の次に、「別冊資料1では、127の各協働事業（活動）を紹介していますが、主な事例であり、実際には、ここにあげたもの以外にも協働の事例があります。」と説明を記載させていただきました。

なお、ここでは、「協働事業の現状について」の調査報告書を、指針の別冊資料として加えたいと考えているところでございます。7ページについては以上です。

次に、8ページになります。(6)協働の領域（範囲）についてであります。

1行目に、当初、「砂川市のまちづくりにおける市民と市の関わり方には、いろいろなケースがあります。」としておりましたけれども、協働の「関わり方」として、これまでの協議会の協議では「形態」と「領域」があることを確認してまいりましたが、ここでの説明は領域（範囲）に関することから「ケース」という表記を領域（範囲）に訂正させていただきました。

また、協働事例からいえる領域について、説明文の最後の方に「(B)～(D)までが、協働の事例でも示したように、市民と市が協働し合う領域ですが、(A)の市民主体や(E)の市主体であっても、協働が可能なものについては、お互いの役割を認め合いながら取り組みを進めて行くこともできます。」と追加するとともに、最後のまとめの文章として、ここでは、「なお、こうした領域の区分は、固定的なものではありません。協働で取り組む事業や活動ごとに、市民と市の関わり方を明確にして、共通の理解を深めていくようにすることが大切です。」と表したところでございます。

以上、7ページと8ページについてご協議をお願いしたいと思います。

- 会 長 : ただいま、事務局から、7ページ、8ページの修正について説明がありました。この内容についてご意見等ございますか。
- 委 員 : 7ページの中段にある、「ここにあげたもの以外にも」というところに、法律に基づいて設置している協議会の例示を加えるか、127の事例の別冊資料1の方に加えるか、どちらかにした方が分かりやすいような気がします。
- 会 長 : 法に設置が定められたものでも、事例としてあげておくべきだということですね。
- 委 員 : そうです。
- 事 務 局 : 表記の仕方につきましては、事務局の方でそういう対応をさせていただきたいと考えております。

委員：もう1点ですが、8ページの3行目からについて、箇条書きで記号が前に来る方がいいと思います。(A) 市民が主体になって行うもの、(B) 市民が主体で、市が協力して行うもの、(C) というようになった方がいいのではないかと。～～は(A)、～～は(B) という表記はちょっと違和感を感じる。これを見た時に(A) ～～、(B) ～～の方が分かりやすいのではないかと思います。

事務局：アルファベットの記号を頭に持ってくるということによろしいでしょうか。

委員：はい。

会長：他にございますか。

事務局：このページにつきましては、皆さんからいただいたご意見で協働事例をまとめた結果から、分かったものを新たに追加させていただいた内容となっております。

会長：このページはこれでよろしいですか。

委員一同：はい。

会長：それでは、次に移りたいと思います。事務局お願いします。

事務局：それでは、次の修正箇所について説明させていただきます。次は、9ページと10ページになります。

まず、9ページでございますけれども、「3 市民活動の現状と課題」のところに「市民と市が協働し合いながらまちづくりを進めて行くためには、市民活動の現状や課題を理解する必要があります。」と掲載理由を追加させていただきました。

また、町内会活動の現状と課題のところでは、「町内会などの地縁による団体は、地域に暮らす人々と」と自治会も含めた意味合いの表記とし、これらの団体については「地域コミュニティの最も基礎的な組織であるといえます。」ということを追加させていただいたところでございます。

なお、「町内会が抱える課題」については、町内会実態調査から、町内会で言える課題の内容を表したものでありますことから、説明の頭に「町内会の多くでは」を追加させていただきました。

次に、10ページになります。「(2) 市民活動団体の現状と課題」ですが、

ここでは、市民活動の組織の説明であることから、「団体」を追加して「市民活動団体」と表記させていただきました。

また、市民活動団体の課題につきましては、資料2の2ページにありますように、複数の委員さんより、人材について、会員の高齢化や若い人の参加が必要といった意見がございました。

このことから、市民活動団体の課題として、説明文に「また、会員が高齢化しているほか、各団体において、同じ人がいくつも重複して活動しているという現状から、それをカバーする次の若い人に育っていただいて、一緒に活動しながら世代交代を含めて取り組んでいくという組織づくりが大事であると考えられます。」を追加するとともに、課題の事項として、人材不足等の課題から「若い人の参加・育成と世代交代に向けた取り組みを行う必要がある」等、記載のとおり表したところでございます。

また、最後のまとめのところに、町内会や市民活動団体の現状と課題から言えることといたしまして、「町内会や市民活動団体が、活動基盤を強化し、事業や活動を行っていく能力が向上すれば、協働に欠かせないパートナーとなっていくように、市民活動を推進することと協働を推進することとは切り離せない関係にあるといえます。」と表したところでございます。

以上、9ページと10ページについてご協議をお願いしたいと思います。

会 長 : ただいま、事務局から、9ページ、10ページの修正について説明がありました。この内容についてご意見等ございますか。

委員一同 : ありません。

会 長 : 無いようでございますから、次に移りたいと思います。事務局お願いします。

事務局 : 最後に、11ページと12ページについて説明させていただきます。

はじめに11ページ、「4 市民と市の役割」についてでございますが、ここでは、前回の協議会におきまして、「役割」という表現について、人によっては、「役割」というと、義務や押し付けという考えをお持ちになる方も出でてくることもあるが、「役割」という表現についてどのように思われるか協議を行ったところであります。

こちらについての意見といたしましては、資料2の3ページにありますように、委員の皆さんからは、「役割という言葉に対しては、義務感がそんなに伴っていないのではないか。役割に代わる言葉はなかなか難しい。」「役割とは書いているが、中の文章はこういうようにしていきます。大切にします。ということで、絶対にしなければならぬというようなイメージには思えないことから、あまり気にはならない。」といった意見でありました。

このことから、ここでは、「役割」という表現はそのままとし、各主体の役割について、自主的に取り組む姿として「(このようなこと)が求められます。」と説明文をそれぞれ記載のとおり追加させていただいたところでございます。

なお、それぞれの役割に対する意見といたしましては、資料2の3ページにありますように、「市民の役割」については、「市民というのは多分興味がなければ、義務感だけでやってもきっと長続きしないと思う。そのところをどう持っていくかとい

うところも、協働のまちづくりの一つの大きな要因じゃないかと思う。」という意見がございました。

また、「市の役割」については、「市の役割のところは、市職員が町内会に積極的に関わっていくことや、各種イベントに積極的に参加していくようなことを、入れておいた方がいいのではないか。」という意見のほか、「職員の参加については、少しずつ増えてきていると思う。地域の防災訓練でも市の立場としてきている方、一般市民として子どもと一緒に来ている方もいた。少しずついい方向に職員の意識が変わってきていると感じた。」といった意見がありました。

これらの意見から、「市民の役割」の方には、総体的に期待する考えといたしまして、「より良いまちづくりを進めるために、市民の皆さんが「まちづくりのために何ができるのか」ということを考えながら、地域社会へ貢献していくことが求められます。」を追加いたしました。

また、12 ページの「市の役割」の方には、総体的に実践する考えといたしまして、「まちづくりのあらゆる分野、場面において、協働を行いやすい環境づくりをしながら、職員も地域活動に積極的に関わり、市民の視点・立場に立った取り組みが求められます。」を追加したところがございます。

以上、11 ページと 12 ページについてご協議をお願いします。

会 長 : ただいま、事務局から、11 ページ、12 ページの市民と市の役割の修正について説明がありました。この内容についてご意見等ございますか。

委員一同 : ありません。

会 長 : 無いようでございます。それでは、全体を通して何かご意見等ございませんか。

無ければ、この内容で指針の素案として承認されたこととしてよろしいでしょうか。

委員一同 : よろしいです。

会 長 : 続きまして、資料3の「指針の素案のたたき台」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 : それでは、今回の協議会で新たに検討していただく、素案の「たたき台」について、ご説明申し上げます。

お手元の資料3「砂川市協働のまちづくり指針」素案のたたき台をご覧くださいと思います。

今回提案させていただきます「たたき台」につきましては、5 協働を進めるための施策展開についてであります。第1回目の協議会の際にご確認いただきました「指針の策定方針」の中では、指針に盛り込むことを想定している最後の項目となります。

これまでの協議会における指針の素案のたたき台についての協議において、「1 指針策定の基本的な考え方」、「2 協働とは」、「3 市民活動の現状と課題」、「4 市民と行政の役割」について、今ほども確認をいただいたところでございますが、この間、各項目において、委員の皆さんから出された意見や、協働の原則、市民活動の現状と課題、市民と行政の役割といったものを踏まえて、それらの課題を解決したり、協働の原則にのっとり、市民、市民活動団体と市との協働関係を構築しながら協働を進めていくためには、どういった施策を展開していくべきかという考え方、方向性を示していく必要があるのではないかと考えております。

そのため、今後、協働のまちづくりを具体的に進めていくには、次のような施策を展開していくことが必要ではないか、また、併せて協働のまちづくりを進めていくには、市民の自主的・自立的な活動がより活性化していくことも必要ではないかという視点にたって、5つの施策を提案させていただいております。

5つの施策につきましては、協働のまちづくりを進めていくためにはといった視点や考え方に基づき既に実施している事業があったり、既存の事業をより充実・強化させていくべきではないかといったもの、また、新たな仕組みや事業について今後検討していく必要があるのではないかとといった施策もございます。

内容について、それぞれ説明をさせていただきます。

まず、施策の1点目は、啓発活動の推進についてでございます。

この点につきましては、市民活動団体の課題として、「新規で会員を集めるのが難しい」、「自分たちの活動の周知や参加に対する情報の受発信が不足している」ことが挙げられております。また、まちづくり懇談会においても「活動内容がなかなか理解されず仲間が増えていかない」といった声も伺っているところであります。

このことから、地域活動や市民活動の活性化や協働のまちづくりを進めていくためには、市民活動や協働のまちづくりの大切さや必要性について、市民の理解を深めていくことが大切であるため、市民活動団体と市が力を合わせて、積極的に啓発活動の推進に努めていく必要があるのではないかとこの考えにたち、ここでは、施策展開の考え方として、①協働意識の向上、②市民活動の普及啓発と市民参加の促進、③市の広報活動の充実の3項目を掲げております。

①協働意識の向上につきましては、協働のまちづくりを推進するためには、市民と市職員の協働に対する理解と意識を高めていくことが大切であり、ここではお互いの協働の理解を深めていく必要があるという視点で、様々な機会に意識の啓発、高揚に努めていくという考え方でございます。

②市民活動の普及啓発と市民参加の促進につきましては、市民活動が公共的な役割を担っているという社会的認知を広げ、市民活動に対する市民の理解を深めるため、市民活動団体と市が協力し合って、普及啓発活動に取り組むとともに、多くの市民が積極的に参加できるような仕組みづくりを検討していく必要があるのではないかとこの考え方でございます。

③市の広報活動の充実につきましては、市民活動や協働のまちづくりに対する市民の理解を深めるため、市の広報紙やホームページ等による積極的な情報発信を行うな

ど広報活動をより強化する必要があるのではないかという考え方でございます。

続きまして、施策の2点目は、人材育成の推進についてでございます。

この点につきましては、町内会や市民活動団体の課題として、「会員の高齢化」や「役員の担い手や人材不足」、「若い世代の参加の少なさ」、「人材の確保や活動を高めるための育成・研修機会の不足」などが挙げられております。

このことから、市民活動の活性化や協働のまちづくりを進めていくためには、活動団体の底辺の拡大とともに、活動団体のリーダー、スタッフなど、活動を担っていく人材の育成や、将来的に活動を支えていく人材を確保していくことが大切であるため、様々な分野において人づくりの場を設けるなど、人材の育成と担い手の確保に努めていく必要があるのではないかという考えにたち、ここでは、施策展開の考え方として、①学習機会（研修会・セミナー）等の実施、②次代を担う青少年の育成、③市職員の研修強化の3項目を掲げております。

①学習機会等（研修会、セミナー）の実施につきましては、活動を担っていく人材を育成するため、市民の市民活動意欲や協働意識の高揚につながるような研修会や、自立して活動を継続するうえで必要となる基礎的な運営能力や知識、協働について学ぶ機会を積極的に提供していく必要があるのではないかという考え方でございます。

②次代を担う青少年の育成につきましては、市民活動や協働のまちづくりを継続、活性化していくためには、次代を担う若い人の力、参加が必要であることから、本市のまちづくりを経験し、関心が持てるよう、参加・体験できる機会づくりに努め、地域への貢献など社会性を養う人材育成の活動を進めて行く必要があるのではないかという考え方でございます。

③市職員の研修強化につきましては市職員の市民活動への参加を促進するとともに、全庁的に協働を推進する体制づくりを進めるため、職員への協働に関する研修活動を強化していく必要があるのではないかという考え方でございます。

続きまして施策の3点目は、市民と市の相互理解の推進についてでございます。

この点につきましては、この指針の中でも協働の原則として、「信頼関係の構築」や「対等な関係の尊重」、「情報の公開と透明性」、「目的の共有」が挙げられております。

また、市民活動団体の課題として、団体間や市との協働事業に対する相互理解や情報の共有化が不足していることが挙げられております。

このことから、市民と市との協働関係を構築するためには、お互いの考え方の違いや特徴をそれぞれがより一層理解することが大切であるため、相互理解が進む仕組みづくりに努めていく必要があるのではないかという考えにたち、ここでは、施策展開の考え方として、①情報の積極的な公開と共有化、②市民活動団体との意見交換会の実施、③まちづくりへ参画しやすい機会づくりの3項目を掲げております。

①情報の積極的な公開と共有化につきましては、協働のまちづくりを推進するためには、市からの積極的な情報公開の推進と、分かりやすく伝わりやすい情報提供を行っていくことが大切であり、また、市政や地域に関する多種多様な情報や市民の意見、

市民活動団体の活動状況などを、これまで以上に共有する必要があるのではないかと
いう考え方でございます。

②市民活動団体との意見交換会の実施につきましては、市民活動団体と市が相互理
解を深め、さらなる協働への可能性を探るため、現在実施している「協働のまちづく
り懇談会」等、協働についての意見を交換する場の充実を図っていく必要があるの
ではないかという考え方でございます。

③まちづくりへ参画しやすい機会づくりにつきましては、協働のまちづくりに対す
る市民の関心を高め、幅広い市民の参画を推進するうえでは、市民の意見や提案が本
市のまちづくりに反映される仕組みづくりが大切です。そのため、パブリックコメン
トや各種委員会、協議会等、様々な参加方法の活用と多様な周知方法による働きかけ
などを通して、市民がまちづくりに参画しやすい機会づくりに努めていく必要がある
のではないかとこの考え方でございます。

続きまして施策の4点目は、協働を進めるための体制づくりと支援策の推進につい
てでございます。

この点につきましては、町内会や市民活動団体の課題として、運営財源の不足や活
動の継続に対する不安などが挙げられております。また、市の庁舎内部の連携を望む
意見や縦割り行政の弊害などを挙げる意見なども協議会の中で出されております。

このことから、市民活動の活性化や協働のまちづくりを進めていくためには、地域
内で多くの力を結集できる仕組みづくりや市役所内における連携を強化するなど、推
進に向けた体制づくりに努めていく必要があるのではないかと。また、課題の解決に向
けた話し合いの機会や相談窓口の設置、財政的支援など市民活動団体が将来にわたっ
て活発かつ安定的に継続した活動が行えるよう、市による支援策の推進に努めていく
必要があるのではないかとこの考えにたち、ここでは、施策展開の考え方として、①
市の連携体制や相談窓口の整備、②地域課題の解決を図る協働の仕組みづくり、③市
民活動に対する支援策の実施の3項目を掲げております。

①市の連携体制や相談窓口の整備につきましては、市民との協働は、市の庁内各部
が縦割り意識をなくし、十分に連携しながら推進することが求められています。

また、市民活動団体に対し、協働事業に関する情報提供を行ったり、市民活動団体
からの協働に関する相談に応じる役割を持った窓口を整備することで、協働事業の一
層の推進を図っていく必要があるのではないかとこの考え方でございます。

②地域課題の解決を図る協働の仕組みづくりにつきましては、町内会や団体等それ
ぞれの主体が特性を活かし、協働を実現することによって、より効果的に課題を解決
したり、さらに良好な地域コミュニティの形成につながる可能性もあることから、こ
れらに向けた仕組みづくりの必要があるのではないかとこの考え方でございます。

③市民活動に対する支援策の実施につきましては、市民活動団体等の自主的な活動
を促進するとともに、地域コミュニティの充実・強化を図るための支援のあり方につ
いて検討し、本市に合ったかたちで整備していく必要があるのではないかとこの考え
方でございます。

続きまして施策の5点目は、協働の点検と制度化に向けた研究についてでございます。

こちらにつきましては、指針策定後においても変化する社会情勢や市民ニーズ、協働事業の実施結果等に基づき、必要に応じた指針の見直しや、協働のまちづくりを一層推進するための条例化に向けた研究に努めていく必要があるのではないかと考えています。ここでは、施策展開の考え方として、①協働事業の評価と見直しの実施、②必要に応じた指針の見直しの実施、③条例化に向けた研究の実施の3項目を掲げております。

①協働事業の評価と見直しの実施につきましては、既存の事業の中にも市民と協働することにより、より成果が上がる事業もあると思われまいます。また、新たに取り組む事業について、市民との協働にふさわしいかどうか、市民と行政の役割分担をどのようにするかなどを検討するための仕組みづくりについても検討する必要があるのではないかと考えています。

②必要に応じた指針の見直しの実施につきましては、指針策定後も協働のあり方を継続して検証し、協働事業の現状の把握と問題点・課題の整理を繰り返しながら、必要に応じて指針の見直しについて検討する必要があるのではないかと考えています。

③条例化に向けた研究の実施につきましては、指針による協働意識の高まりや実践状況を検証しながら、協働のまちづくりを一層定着、推進させるための、条例の制定に関して、研究を進める必要があるのではないかと考えておりますが、今後どうすべきか、指針の中でどういう取り扱いをするか等委員の皆さんのご意見をお聞きしたいと考えております。

以上5つの施策展開の考え方についてご説明いたしました。指針策定後、協働を進めていくためには、このような施策展開の考え方に沿って、具体的な施策・事業等について、検討をしていく必要があるのではないかと考えているところでございます。

なお、指針の策定方針の中では、協働を進めるための施策展開として、協働への意識づくり、環境づくり、仕組みづくりという項目を掲げておりますが、今ほどご説明いたしました5つの施策に当てはめてみますと、大枠ではあります。施策の1～3が意識づくり、環境づくり、施策の4・5が仕組みづくりという位置づけになるかと考えているところでございます。

また、最後の4行につきましては、これまでに示してきた「砂川市協働のまちづくり指針」が、市民と市の協働のまちづくりへの本格的な取り組みの出発点となって、活発に展開されるように、私たち一人ひとりが、まずは身近なところから進め、自分たちにできることから取り組み、そして、協働のまちづくりの実践につながっていく「道標」となることを期待します。というように、協働のまちづくりの実践に向ってという意味合いで、最終的には詳しい説明等を加えることになるとは思いますが、指針の結びの部分をイメージしたものであります。

以上が、課題を解決したり、市民、市民活動団体と市との協働関係を構築しながら協働を進めて行くために、展開していくべき施策の考え方でございますが、内容が似たような項目もございますし、足りない視点もあろうかと思っておりますので、内容等につきましてご審議いただきますようお願い申し上げます、提案の説明を終わらせていただきます。

会 長 : ただいま、事務局から素案のたたき台としての説明がありました。

協働を進めるための施策展開ということで、5つの項目について基本的な考え方が示されましたが、皆さんの考えをお聴かせ願いたいと思います。

この5項目の中で、足りない視点や項目はないか。また、逆に必要ない項目はないか等も含めて、ご意見をいただければと思います。

委 員 : 1ページの3の②の市民活動団体との意見交換会の実施についてですが、今年、私たちの団体も意見交換会を実施させていただきました。市長さんをはじめ職員の皆さんにお忙しい中、来ていただきました。役員も初めは緊張していたのですが、段々意見を言うようになりました。だんだん慣れてくるといろいろ言いたいことも言えるようになってきますし、女性の視点からの意見も言えるかと思っておりますので、また、そういう機会を作っていただけたらと思います。

会 長 : 市民団体との意見交換では、慣れてくるとお話しやすくなるので、数を重ねていただきたい。そういった考えをこの中で持っていただきたいということによろしいですか。

委 員 : はい。

事 務 局 : 今のご意見は、協働を進めるうえでは、市と活動する団体とがお互いに意見交換をして、本音をぶつけ合うような場面も作っていかねばならないということだと思います。

委 員 : なかなか意見を交換するような機会もないものですから、実施していただいて良かったと感じていました。

委 員 : 1の啓発活動の推進の③市の広報活動の充実のところですか。ここはとても大事な部分で、広報活動というよりも私は広報紙の有効利用を提案したいと考えています。実は昨年まで、市の広報紙に私たちの団体の事業について、折込のチラシを入れさせていただいていました。もちろん無料ではございませんので折込料を払いながら入れていたのですが、配布する人の問題や量が嵩張る等の問題なのか、いろいろな問題があったのかもしれませんが、なぜか今年から中止になってしまいました。これは結構痛いのです。見る見ないは別にして、砂川市で唯一全戸に配布できるものですから、そこにいろいろな啓発活動や自分たちの活動内容をPRできるようなものを入れ

るということは、これほど有効なPR活動はない。ですから、なんでもかんでも入れるということにはならないのでしょけれども、一定のルールを決めて、広報紙を有効に使えるようなシステムづくりをしていただければと思っています。

委員：そういうことからいくと、市の広報活動だけではないですね。ここは市だけではなくて、市民活動の広報活動も入ることになると思います。

委員：どこの団体もそうかもしれませんけれども、永遠の課題ですね。どんなにPRをしても、PRが足りないと絶対に言われるのです。委員がおっしゃったように市もそうですが、いろいろな市民団体のPRも大事になってくると思います。

会長：市の広報活動という表現ですと市だけのという受け取り方をするので、他の団体も含めてうまく表現できないかということだと思います。

事務局：市民活動の広報活動というご意見ですが、これにつきましては、提案させていただいたイメージといたしましては、②の市民活動の普及啓発という部分に含めておまして、市民活動の広報を市も進めて行かなければならないという考えで、②と③は別建てにして、表記させていただいておりましたが、今のご意見なども踏まえて、この辺の表記の仕方についても検討しなければならないかなと考えております。

会長：②が市民活動、③が市の活動と分けたということです。そのような表記で足りないのであれば、表記の仕方を検討してみるということでしたが、それでよろしいですか。

委員：はい。

事務局：もう一点、市民活動団体の広報紙の利用ということで、委員さんからご意見がございましたけれども、広報紙の折込の基準につきましては、いろいろな制限が出てきたのかなとは思いますが、今のご意見につきましては、担当課の方にお話をさせていただきたいと考えております。今の段階で私の方から明確な回答はできませんので、ご了承をいただきたいのですが、市の広報活動を充実していくうえでは、市民活動情報の市からの提供のあり方ということも、どのようにしていけばいいのか担当課の方で考えていかなければならないのかなと思います。とりあえずご意見を承ったということでご理解をいただければと思います。

会長：今の件は、内部協議しますということでもよろしいですね。

委員：はい。

委員：一点、どこに当てはまるかわからないのですが、以前に市と市民団体はパートナーなのだけれども、どちらかが有利だとか不利だとかというお話があったかと思います。

それに対して、平等・対等になると謳っているからには、この施策展開の中でそのような担保というか、仕組みがあればいいなと感じます。気持ち的には平等だと言っても、今まだどおりやっても平等ではないという意見があるわけですから、その辺をいかに平等にできるかというところだと思います。

委員：その点については、3の市民と市の相互理解の推進のジャンルに入ってきて、③のまちづくりへ参画しやすい機会づくりのところで、フィフティーフィフティーみたいなことを表現してくれればいいのかと思う。

委員：要するに当事者同士でやっているとは駄目な時があるのではないかと感じるのです。そういう意味で例えば、市民側に不満があった時には第三者委員会的なところに話をするというような仕組みがあるといいなと思います。回答は今でなくて結構です。

会長：平等に関するところで何か担保するような表現はないかというところだと思います。回答は今でなくて結構だということですので、検討していただければと思います。

事務局：なかなか対等な関係を保つ仕組みというのは、難しいのかなとは思いますが、ここは指針としての施策展開を示すところですから、この施策の考え方に基づいて、今後具体的な事務事業がさらに発展して展開されていくという流れになると思います。

委員：次に2ページの5の①に協働事業の評価と見直しの実施とありますけれども、評価したら公表しないとならないでしょ。今も事務事業の評価をして公表していますよね。ですから、わざわざ評価としないで公表にした方がいいのではないかと思います。各課の事務事業の評価が公表されていますけれども、それと同じになるかもしれませんが127の協働事業をピックアップして一覧にするまとめ方もあるのかなと思います。

事務局：ここは、そういうこと言えば、協働事業の評価という表記を協働事業の公表にするということになりますか。

委員：言葉はお任せします。

今、行っているのは内部評価ですよ。ここで言っているのは協働事業ですから、127はあることになりますよね。

会長：ここでの評価は、端的に言えば協働事業をやってみたけど、こうでしたということだと思うのですが、どうなのですか。

事務局：先程、協働事業の評価と見直しということで考え方をご説明させていただきましたけれども、委員さんからご発言があったとおり、現在砂川市で行っている事務事業につきましては、それぞれの課において事務事業評価といったものを行っておりますので、そういった評価を通した中で、127ある協働事業についても協働の視点に立った評

価をしていく必要があるという考え方でありまして、今の段階で新たな協働事業のみを評価する体制を作ったり、委員会を作ったりというところまで、発展した考え方を持ってご説明をしたわけではなく、今の段階では今ある事務事業評価を最大限活用していくという考えを持って説明をさせていただいたところでございます。

ただし、今後の評価の仕方や既存の事業以外の新しい事業を展開していく部分につきましては、常に協働事業にふさわしいかどうか、役割分担をどうしたらいいのかというような視点を持って、取り組んでいかなければなりませんので、その辺の仕組みにつきましては今後、検討していく必要があるのではないかとこの考えのもと、説明をさせていただきました。

委員：評価はもう行っていますので、分かりやすくするように公表という言葉施策展開の中に入れたらどうでしょうか。評価をやっていること自体知らない人が多いのではないかと感じますので。今行っている事務事業の評価はいい資料なので、ここに公表と盛り込むことによって、評価しているのだなと分かってもらえるという感じがします。

会長：公表という言葉施策展開の中に入れるべきではということですが、皆さんいかがでしょうか。

委員：評価は事務事業評価のうち127ある事業をピックアップして一つにまとめればいいのではないかと思います。評価だけではなく公表もきちっとしておかないと、情報の共有化からいうと、内部だけで評価してそれをどこにも出さないというのはないのではないかと思います。片方だけからの一方的な評価ですよ。それを見てその団体がどう考えるかということもあるわけだから。そのためには、こういう評価を私どもはしています。いやその評価はいかがなものか。ということもあるわけですから、ある程度緊張感があるような仕組みづくりをしておいた方がいいと思います。

委員：市側が評価をするということは、協働を持ちかけられた相手側も自分たちで自分たちの事業を評価しなければいけないということですよ。その中で情報交換をしてより良い住民サービスを目指すという考え方ですね。

委員：そうですね。

委員：私は今まで評価されているとしたら、どういう評価だったのか聞いてみたいです。

委員：評価が難しくなるね。

委員：結構辛いことを書いていますよ。

委員：行政が内部で評価し合うのはいいけれども、協働となれば事業として行政以外の民間などの第三者が入るわけだから、そういう事業の評価となると市側も相手側も評価をして一つの点数を出せばいいけれども、そういう制度までできるかという問題があるので、市側だけからの一方的な評価だけであれば市側もなかなか点数をつけにくいと思います。しかもそれを公表するとなると。

委員：その前に自分たちが行政評価をされているという情報をきちんと公開した方がいい。そして、その団体の方々はどのように思われているとか。何百万円も補助金がつけられているところもあるわけです。予算を認められたためにいいことを書くのです。そういうこともあるわけです。そういうところからのコミュニケーションをやっていかないといけないのではないかと感じます。いきなり市と市民側が全員集まって、評価をどうするかというのは今の段階では無理だと思います。そういう評価をしなければならぬから、やりたくないというのも出てくるのかもしれない。

委員：同じような評価を私たちはやっています。年間を通した事業の中で、評価シートは事務局サイドも私たちも同じものなのですが、その事業について事務局サイドはこういう感じ、私たちはこういう感じとつけていって、トータルで合わせたものを点数化して、更に個別のコメントを付記しています。それを求められれば、一般にも公開するのでしょうかけれども、大抵の場合、一般公開せずに、次年度その事業に携わる人たちが活かしていくというスタイルなのです。ですから、一般公開となるといろいろな方々のご意見が出てくると思いますので、一般公開まで踏み切らずともそこに携わる方々で問題意識を共有するという考え方でどうかなと思うのですけれども。

委員：それは、評価し合いながら、切磋琢磨していきましょうというシステムを作るという意味なのでしょう。

委員：そういう方がいいのではないかと思います。どこまで公開するかは別にして、少なくとも今している行政評価は一般でやるべきだと思います。そしてその評価を各団体に渡すべき。そこから、どうやって次の年はやるのですとか、そういう仕組みを作っていくかというのは今後の問題だという感じですか。そのために、指針の施策展開に盛り込んでおいた方がいいのではないですかということです。

会長：公表をするということをきちんとここで謳うのがいいのかどうか。皆さんいかがですか。

委員：謳った方がいいかどうかはちょっと分かりませんが、私の立場とすれば評価されているのであれば、いいならいいで今までの活動が良かったんだなと思えるし、こういうところがというものがあれば、教えてもらえれば改善の考え方もあるだろうから、一般の方々にとりよりは自分の事業についてだけでいいので、聞きたいなと思います。それが、お互いの話し合いの中でより良い方向に進んでいく一つの方法な

のかなと思いますので。

会 長 : 自分たちの団体にだけというのが一番柔らかくていいような気はしますけれども。

委 員 : 他のことまで聞いてもよく分かりませんが、せめて自分のところだけは評価されているのであれば内容をお聞きしたいです。

他のを聞いて自分たちはこうなのにあそこはというような話になっても嫌ですから。

委 員 : 知らない方はたくさんいますよね。

委 員 : 実際に苦勞している活動とかもね。

委 員 : そうですね。

委 員 : 概要と金額だけで、言われてもというのもありますからね。

会 長 : 公表という難しい場面にぶつかってしまいましたけれども、皆さんいかがですか。

委 員 : 皆さんのご意見のとおりにしてください。

事 務 局 : 協働事業に対する評価と公表ということで、ご意見をいただいたところなのですが、今、役所の方で第6期総合計画の事務事業についての評価に執りかかっているとあります。役所内部で評価したものについては、後程、取りまとめをしてホームページ等で公開するという流れになっております。

今回の協議会の方では、協働事業として127の事業を整理させていただきましたが、総合計画の事務事業の中には、この127の事業も事務事業評価に関わっているものもございますので、将来的にはこういった127の事業に対して、事務事業評価ではこういった評価をしていますといったお見せの仕方も出来るのではないかと思います。この取り扱いについては、今ほどの皆さんのご意見を踏まえて、市の内部で検討して、どのような評価・公表の仕方がよろしいか考えて、また、お諮りするような形になっていくのかなと考えているところでございます。

会 長 : そういう事務局の意見ですけれども。

委 員 : それで構いません。

会 長 : 今日は、部長さんも揃っておりますので、内部でよく協議をしていただければと思います。

事務局：各施策について項目を出させていただいておりますが、これらの議論も踏まえて、最終的には説明文も加えてまとめていきたいと思っておりますので、また、次回に内容についてご協議をしていただければと思います。

委員：もう一つ、5の協働の点検と制度化に向けた研究は項目を分けるべきだと思います。
③の条例化に向けた研究の実施が制度化に向けた研究の項目になりますよね。もし、条例化に向けた研究を入れるのだとすれば分けた方がいいような気がします。
ここでいう条例化はまちづくり条例ですか。

事務局：イメージ的には、今、全国的には住民自治基本条例といった条例を制定している自治体が多いですし、また、協働の部分だけに特化して、協働のまちづくり条例といったような条例化を図っている自治体も近年、数多く存在しています。現在、まだ内部的にも条例化につきましては、こういった条例を制定すべきといった結論が出ているわけでもございませんし、自治基本条例なのか、協働のまちづくり条例なのかという方向性も決まっているわけではございません。ただ、これから指針を策定させていただきまして、その概念に基づいてしっかりと制度化を図っていく必要があるという意味で、ここでは条例化という書き方をさせていただいておりますけれども、条例の内容については内部的に定まっているわけではございません。

委員：分かりました。
素案の中の10ページで市民活動を推進することと協働を推進することとは切り離せない関係にあると書いてあるじゃないですか。そういう意味からいくとその辺をぼかして制度化、条例化ということを盛り込める可能性はあると思います。
条例化についてはいろいろな意見や問題があるのでしょうけれども、ここで言いたいのは、協働の点検と制度化に向けた研究が一緒の項目でない方がいいような気がするということです。

会長：点検と制度化を別々の項目にということですね。

事務局：今のご意見に基づいて、検討させていただきたいと思っております。

会長：この点については検討していただくということによろしいですね。

色々な意見が出ましたけれども、その他に何かございませんか。

2の人材育成の推進についてもいろいろあると思っておりますけれども、若い人が少ないというお話もあったと思っておりますが、委員の皆さんどうですか。

委員：今年度から、市職員の方が賛助会員として私たちの団体に入会していただいたのですけれども、その中で、私たちも市の問題等と向き合って、市の職員とどういうことができるのか日夜協議をしているところです。今後も市職員の方が我々と一緒に活動

していただければ、私たち市民と市職員相互の利益になるのではないかと考えております。そういう意味で2の③の市職員の研修強化の中の相手に引き続き私たちの団体を入れていただければなと思っております。

また、②次世代を担う青少年の育成というところで、青少年というのは20歳前の若い方々だと思うのですが、早い段階から育成していけば砂川の未来は明るいのではないかなと思っております。

1の啓発活動と2の人材育成については、啓発しながらセミナーをする。セミナーをしながら啓発をする。というようにタッグを組んでやっていけば、より啓発の精度が上がっていくのではないかと思います。

会 長 : そういう意見でございました。
その他に何かございませんか。

委 員 : 2の①学習機会（研修会、セミナー）等の実施ということですが、今までも市やふれあいセンターなどで、いろいろな内容の研修会等があったと思うのですが、なかなか人が集まっていないように感じていました。ちょっと堅苦しく感じたり、それを受けてしまうと何かをしなければならぬという気持ちの捉え方というか、そう感じていたり、そういう声を聞いたりということで、今までどういう内容のものがあって、どれぐらいの人数が参加されているのか知れたらと思ったのですが。

事 務 局 : 人材育成の推進のところでいう学習機会というのは、やはり協働を担っていく事に繋がる学習機会ということになりますので、今までは、あまり市として、そういうことをテーマにしたセミナーや学習機会がなかったものですから、この機会にそういうことに取り組んでいくべきではないかということで、項目として出させていただきました。

委 員 : 新たなものをというイメージですね。

事 務 局 : セミナーとかにつきましても、教育委員会の関係やふれあいセンターの関係ではございますけれども、協働、まちづくりに取り組んでいくようなきっかけとなるような学習機会となると、なかなか今まではなかったというのが現状であります。

ただ、委員さんがおっしゃったように、まちづくりとなるとテーマが堅苦しいというイメージを市民の方はお持ちになるのかなと思います。総合計画の市民説明会でもなかなか人が集まらなかったという現状もありますし、そういうことに少しでも興味を持っていただいて参加していただくのもこれからの課題であると事務局としては考えているところでございます。

会 長 : いろいろ活発に意見も出てきましたけれども、その他何かございませんか。
無ければ、これまでの意見も踏まえて、修正できるもの、しなくていいものをまとめていただいて、次回にまた検討をしていただくことにしたいと思いますけれども、

それによろしいですか。

委員一同 : はい。

会 長 : たくさんのご意見ありがとうございました。

本日ここで出された意見につきましては、事務局でまとめて整理していただき、次回、第5回目の協議会において確認していただくこととしたいと思いますので、事務局よろしく願いいたします。

事務局 : 今ほど出された意見のほか、次回もこういうものを加えた方がいいですとか、改めた方がいいということがありましたらご発言いただけたらと思います。本日いただいた意見を基に内容については、まとめさせていただきたいと考えております。

会 長 : それでは、今ほど、ご協議をいただきました「5. 協働を進めるための施策展開」をもって、指針に盛り込む予定項目について一通りの協議を行ったこととなります。

指針の策定方針のスケジュールでは、この後、第5回目の協議会の前に市民説明会を開催する予定となっております。

その辺の関係については、協議事項の②「市民説明会の実施について」の部分で協議をしてしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

②市民説明会の実施について

事務局 : それでは、協議事項の②市民説明会の実施についてご説明させていただきます。
資料4をご覧くださいと思います。

この市民説明会につきましては、今ほど会長の方からお話がありましたように、指針の策定協議が、今回の協議におきまして、指針に盛り込む予定項目について、一通りの協議がされたこととなり、指針の素案から案として完成させる段階になりますことから、これまで検討してきた「指針の素案」に対する市民意見を求めるために、市民説明会を開催するものでございます。

ここで、市民説明会の実施内容についてご説明させていただきたいと思います。

はじめに、「1. 目的」であります。協働のまちづくり指針の策定にあたり、多くの市民に協働の考え方や内容を理解していただくとともに、素案に対する意見等を伺うために市民説明会を開催するものであります。

次に、「2. 開催日時・場所」であります。開催日につきましては、11月の最終週であります。26日から3日間3回の開催とし、初日の11月26日(月)は、北地区コミュニティセンター、27日(火)は、南地区コミュニティセンター、最終日の28日(水)は、地域交流センターゆうとし、開始をいずれも午後6時30分からと予定していると

ころでございます。

また、「3. 対象者」は一般市民といたします。

次に、「4. 実施内容」ですが、はじめに、(1) のとおり、「砂川市協働のまちづくり指針(素案)」の概要説明を行い、その後、(2) のとおり意見交換に入ります。意見交換では、指針(素案)に対する意見・提言として、「協働の原則」、「市民と市の役割」、「協働を進めるための施策展開」などに対して意見を求めていきたいと考えております。

また、その他にも、協働のまちづくりに対する意見・提言といたしまして、協働のまちづくりを進めるにあたって、どのような取り組みが必要か、また、市との連携・協力が必要な地域課題などについても意見を求めていきたいと考えているところでございます。

なお、今回の説明会では、意見交換の発言ができなかった方への対応として、アンケートを行う予定でございます。

最後に、「5. 周知」ですが、広報すながわ 11 月 15 日号及び市ホームページにて周知するとともに、各町内会へ回覧等にて周知する予定でございます。

なお、市民説明会で示します指針素案の説明資料については、本日の協議内容を踏まえて、指針素案の概要版的なものを市民説明会の資料として作成することとしております。

以上が、市民説明会の実施について(案)であります。

このことについて、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

会 長 : ただいま、事務局から指針の素案について、多くの市民の皆さんに内容を理解していただくとともに意見等を伺うために、11月26日～28日まで、市内3カ所で市民説明会を開催していきたいとの提案がありました。

この関係につきまして、何かご意見等ありませんでしょうか。

委 員 : ちなみに何時間くらいを予定していますか。

事 務 局 : 午後6時半からの開催になりますが、概ね90分程度と思っております。

委 員 : 市からはどなたが出席される予定ですか。

事 務 局 : 出席者につきましては、現在内部で協議をしておりますが、市長、総務部長、事務局の方で説明会の対応をしてみたいと考えているところでございます。

会 長 : 市の方からは市長さん以下、総務関係の方が出ていただくということです。

委員の皆さんにつきましては、3日間ありますから、いずれかの会場、近くの会場に出ていただければよろしいのかなと思っております。会場があまり寂しくても困り

ますので、知り合いの方などにも声をかけて、一人でも多くの方に参加していただければありがたいと思います。

説明会につきましては以上でよろしいですね。

委員一同 : はい。

4. その他

会 長 : それでは、最後にその他になりますけれども、事務局からお願いいたします。

事 務 局 : 今ほど、市民説明会の実施につきまして、ご了承をいただきました。開催にあたりましては、会長さんの方からおっしゃっていただきましたように、やはり多くの市民の方にお話を聞いていただいて、理解を深めていただくことが重要かと思っておりますので、お知り合い、更にはそれぞれ活動されている団体の仲間の皆さんにも、お声かけをしていただいて少しでも多くの方にご来場いただきますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

事務局の方から、今後の協議会の予定について、お話をさせていただきたいと思っております。

今ほど、市民説明会の開催について提案させていただきましたとおり、今月下旬に市民説明会を開催いたします。これまで協議会で議論してきました素案と説明会で市民の皆さんからいただいた意見を踏まえながら、次回の協議会で皆さんに協議をしていただきたいと思います。

次回、第5回目の協議会につきましては、1月に開催したいと考えております。こちらにつきましては市民説明会での意見を踏まえた指針の協議、また、本日協議していただいた内容を踏まえて、もう一度（案）を固めていきたいと思っております。

また、その内容を基に、この次は指針（案）につきまして、パブリックコメントの実施についても考えておりますので、そちらの方も次回に協議していただきたいと思います。

また、第6回目の協議につきましては、2月に開催を予定しておりまして、こちらの方はパブリックコメントを踏まえての指針（案）の協議ということで、最終的なまとめに入っていくことになるかと思っております。

これらの協議を終えまして、3月に第7回目の協議会を開催し、指針（案）をまとめ市長に指針を提言していただくという流れで考えているところでございます。

開催日につきましては、まだ、調整はつけられませんので、つき次第なるべく早く連絡するように努めたいと考えておりますので、残すところあと3回の開催となりますがどうぞよろしくお願いいたします。

その他について以上でございます。

会 長 : 今ほど、事務局からありましたように、この後3回、1月、2月、3月の開催を予定しております。事前に会議資料も配布になると思いますので、よく検討いただいて積極的な発言をお願いしたいと思います。あまりまとまってからということにはなりませんので、1月でそういった意見が出尽くす考えでやっていかなければならないと思っております。

その他、何かございますか。

無いようでございますので、本日の協議会はこれをもって終了いたします。本日は大変ありがとうございました。

5. 閉 会 (16時40分)